

## 貯水槽をお持ちの皆様へお願い

水道法により、ビル・マンション・学校等に設けられている受水槽（タンク）で有効容量の合計が10m<sup>3</sup>を超える施設は、年1回以上定期的に、地方公共団体及び厚生労働大臣の指定を受けた検査機関に依頼して、管理状況の検査を受けることが義務づけられております。

また、10m<sup>3</sup>以下の受水槽についても、年1回以上定期的に、地方公共団体及び厚生労働大臣の指定を受けた検査機関又は水道事業者が認める者に依頼して、管理状況の検査を受けるように努めることとされました。

### 主な検査項目

有効容量10m <sup>3</sup> を超える施設	有効容量10m <sup>3</sup> 以下の施設
<p>1 貯水槽の清掃 専門の清掃登録業者に定期的に清掃を行ってまいりましょう。</p> <p>2 施設の検査 受水槽、高架水槽及びその周辺の状況と水槽内に異物が混入していないかを検査してください。</p> <p>3 水質検査 受水槽及び給水栓の水について、色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無を検査してください。</p> <p>4 書類検査 水槽の掃除記録等の有無を検査します。</p>	<p>左の表の1から3について同様に実施するよう努めてください。</p>